

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではないと
監査人が判断する状況に注目して(2)—

坂 柳 明

1. はじめに—「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する意味

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）¹⁾の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が債務超過の状態にある場合、あるいは借入金の返済が困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人の対応としてどのようなものが導かれるのかを考える上で、次の点が問題になる。それは、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況に至る前の「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者は継続企業を前提に財務諸表を作成しているが、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が

1) Paton and Littleton (1940,9) では、「[継続企業 (going-concern)] 又は継続性の概念」との関係で、次のように記されている。そこでは、「企業が将来にわたって事業活動を継続すること」が想定されている、と理解できる。

「その事業体の生命が継続するという前提は、主として便宜の1つである。というのは、誰も確信を持って事象の方向を予測できないからである。それでも、ある程度の継続性は、破産、清算、そして解散の最中においてさえも、典型的な経験である。事業は、一般に、散発的な、短期間の冒険的事業が並んだものから成り立っているのではなく、通常、完全な清算があるかどうかの検査を受けない。清算は、通常予想されないが、継続性は、通常予想される。」

適切ではない」と判断する余地はあるのか、という問題である。

坂柳（2013）では、2009年改訂前の監査基準及び関連実務指針、そして2009年改訂後の監査基準及び関連実務指針を対象に、この問題を考察した。そこで本稿では、現行の監査基準委員会報告書570（日本公認会計士協会（2011e））の規定上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地はあるのか、という問題を考察する。この問題の考察によって、現場の監査人にとって、十分に知られていない新しい対応を導き出すことが期待できる。

そこで本稿では、日本公認会計士協会（2011e）の規定上、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地があるかどうかを考察するが、そのためには、日本公認会計士協会（2011e）の内容を理解する必要がある。まず、第2節の(1)では、本稿の議論から除かれる状況との対比で、本稿の議論の対象とする「継続企業の前提が疑わしい状況」について説明した後、第2節の(2)では、日本公認会計士協会（2011e）の内容を踏まえて、将来に発生する特定の事象が「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定した上で、日本公認会計士協会（2011e）に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」について解釈する。

次の第2節の(3)では、日本公認会計士協会（2011e）の規定、及び第3節の(2)で紹介する、「継続企業の前提が疑わしい状況」において「意見不表明」がなされた、株式会社駿河屋（以下、「駿河屋」とする）の2013年個別財務諸表についての監査報告書の内容を理解するために、必ずしも明らかではない「証明力」の内容を吟味した上で、「十分かつ適切な監査証拠」について解釈する。そして、第2節の(4)では、日本公認会計士協会（2011e）に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が異なる内容を指しているのかどうかを考察する。

このように日本公認会計士協会（2011e）に見られる概念の整理を行った上で、

第3節の(1)では、日本公認会計士協会（2011e）の規定を分析し、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人は「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地があることを示す。監査人がこのように判断する場合があるのに、その場合の監査人の対応が規定されていないという意味で、日本公認会計士協会（2011e）には不備があることになる。

もちろん、日本公認会計士協会（2011e）が、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の対応を規定していないのは、そのように監査人が判断する状況を想定する必要がないからかもしれない。しかし、もしそうであれば、(1)：会社が公表する財務諸表が、一般に認められた会計原則（会計基準）に準拠して適正であるかどうかについての監査人による「意見表明」だけでなく、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」以外の理由による「意見不表明」についても、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断から導くことができることになるが、果たしてそれは可能だろうか。(2)：もし、導くことができないとしたら、その理由は何で、「意見不表明」はどのような監査人の判断から導かれるのだろうか。本稿では、このような「意見表明」と「意見不表明」のそれぞれがなされる要件の識別に結びつくところの、この2つの問題についても考察する。

この2つの問題について、まず、第3節の(2)では、「継続企業の前提が疑わしい」場合の「意見不表明」について規定している日本公認会計士協会（2011e）のA22項、及び同項が参照している監査基準委員会報告書705（日本公認会計士協会（2011f））の9項で言及されている「財務諸表に及ぼす可能性のある（累積的）影響」が、当期の財務諸表に与える（与えている）どのような影響を問題にしているのかわからないことを指摘する。その上で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を考えても、この「財務諸表に及ぼす可能性のある（累積的）影響」の意味がわからないために、監査人の対応として、「意見表明」を排除した上で、「意見不表明」を導くことができないことを示す。それに対して、第3節の(3)では、「継続企業を前提として

財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する場合に、監査人の対応として、「意見不表明（意見差控）」を導くことができることを示し、監査対象の「財務諸表に与える影響」として考えられるのは、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」であることを指摘する。

そして第4節では、現実の事例から、今後の監査制度の設計に向けての示唆が得られることを期待して、先ほど述べた駿河屋の2013年監査報告書（「意見不表明」がなされた事例）を分析した上で、次のことを示す。(1):まず1つ目は、この事例について、日本公認会計士協会（2011e）が想定するように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している、と解釈する場合でも、上で述べたように、「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」の意味がわからないために、やはり「意見表明」を排除する形で「意見不表明」を導くことはできない、ということである。(2):また、2つ目は、駿河屋の2013年監査報告書について、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断している、と解釈すれば、①:「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」については、上で述べたような、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」と捉えた上で、また、②:「財務諸表項目の正否を判断できないこと」を示唆する「十分かつ適切な監査証拠を入手することができない」旨の記述を除いた上で、その監査報告書上の「意見不表明」を合理的に説明できる、ということである。最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 監査基準委員会報告書570に見られる概念の整理

- (1) 「一定の事実」によって「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する状況

まず、日本公認会計士協会（2011e）の20項は、次のように記している（〔制度2-1〕²⁾）。ここでは、継続企業を前提として作成された財務諸表の監査において、「継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でない」と判断した場合に、監査人は「否定的意見」を表明しなければならない旨が記されている³⁾。

〔制度2-1〕—日本公認会計士協会（2011e）、20項

「監査人は、継続企業を前提として財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的意見を表明しなければならない。（A25項からA26項参照）」（傍線筆者）

他方、〔制度2-1〕に見られる「継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でない」と監査人が判断する状況は、日本公認会計士協会（2011e）のA25項（〔制度2-2〕）に示されている。ここでは、「更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など」のような、「一定の事実が存在する場

- 2) 〔制度2-1〕の「否定的意見」については、日本公認会計士協会（2011f）の4項の(2)において、次のように記されている。そこでは、「否定的意見」は、「除外事項付意見」の1つの形態と考えられている。

「〔除外事項付意見〕—限定意見、否定的意見又は意見不表明をいう。

適正表示の枠組みの場合は、限定意見は限定付適正意見、否定的意見は不適正意見という。」（傍線筆者）

なお、「適正表示の枠組み」については、日本公認会計士協会（2011b）の「付録2：用語集」にある「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照頂きたい。そこでの内容は、本稿の議論に影響を与えない。

- 3) 詳しくは、坂柳（2013,207）の〔制度2-1〕を参照頂きたいが、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 4」においても、継続企業を前提として作成された財務諸表について、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない」と監査人が判断する場合の対応が規定されている。そのように監査人が判断する場合の対応は、「継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明」することである。

合」に、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない」と監査人が判断する、と考えられているが、(1): [制度2-2] の「更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など」から「行政機関による事業停止命令」までの事実がある状況は、本稿で想定している「継続企業の前提が疑わしい状況」ではない。また、(2): 以下に示す日本公認会計士協会(2011e)のA26項([制度2-3])では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合」に、財務諸表が「代替的な基準に基づいて作成されることがある」旨が記されているが、本稿で想定している「継続企業の前提が疑わしい状況」に、ここでの「代替的な基準」⁴⁾によって経営者が財務諸表を作成し、監査人が「当該財務諸表の監査を実施する」状況は含まれない。

[制度2-2]—日本公認会計士協会(2011e), A25項

「継続企業を前提として財務諸表が作成されているが、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でない」と監査人が判断した場合には、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが不適切である旨が財務諸表に注記されているとしても、第20項に従い監査人は否定的意見を表明する。

継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、例えば、次のような一定の事実が存在する場合がある。

- ・ 更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など
- ・ 再生手続開始決定の取消し、再生計画の不認可など
- ・ 破産手続開始の申立て

4) 例えば、株式会社みらい建設グループ(以下、「みらい建設グループ」とする)の2008年個別財務諸表についての監査報告書に見られる「清算を前提とした資産評価基準」は、「継続企業を前提としない財務諸表の作成方法」という意味で、本文で述べた「代替的な基準」に該当し得る。また、みらい建設グループの2008年個別財務諸表の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」には、「清算を前提とした資産評価基準」との関係で、「…財務諸表は継続企業を前提として作成されておらず、清算を前提として資産を売却可能価額で評価いたしております。」(傍線筆者)との記述があり、同社の2008年個別財務諸表の「重要な会計方針」によると、「売却可能価額」で評価されている資産として、「子会社株式」、「その他有価証券」、「有形固定資産」、「無形固定資産」が挙げられている。

なお、本稿で示す日本の監査報告書、財務諸表の注記、及び『有価証券報告書』の記載は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す監査報告書、財務諸表の注記、及び『有価証券報告書』の記載については、議論に必要な部分のみを示す。

- ・ 会社法の規定による特別清算開始の申立て
- ・ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定
- ・ 行政機関による事業停止命令」(傍線筆者)

【制度2-3】—日本公認会計士協会(2011e), A26項

「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合に、財務諸表の作成が経営者に要求されている又はそれを経営者が選択するときには、財務諸表は、代替的な基準に基づいて作成されることがある。監査人は、代替的な基準がその状況において受入可能な財務報告の枠組みであると判断したときには、当該財務諸表の監査を実施することができる場合がある。…」(傍線筆者)

従って、以上の[制度2-1]～[制度2-3]の規定内容を指して、制度上、「継続企業の前提が疑わしい状況」において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地がある旨を主張することはできないことがわかる。ここまでの説明では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況がある」こと([制度2-2])が示されただけである。

(2) 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」の意味

他方、日本公認会計士協会(2011e)の17項は、次のように記している([制度2-4])。そこでは、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する場合に、(1):「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、及び当該事象又は状況に対する経営者の対応策」についての注記が適切であるかどうか、及び(2):「通常の事業活動において…継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められること」について明瞭に注記されているかどうかについて、監査人は「判断しなければならない」ことが示されている。

〔制度2-4〕—日本公認会計士協会（2011e），17項

「監査人は、その状況において継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められると結論付ける場合に、以下について判断しなければならない。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、及び当該事象又は状況に対する経営者の対応策について、財務諸表における注記が適切であるかどうか。
- (2) 通常の事業活動において資産を回収し負債を返済することができない可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることについて、財務諸表に明瞭に注記されているかどうか。…」(傍線筆者)

この〔制度2-4〕の内容を理解する上で、まず問題になるのは、そこに見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」の意味である。「不確実性」それ自体は、日本公認会計士協会（2011b）の「付録2：用語集」において、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」と定義されているが、この定義は、「継続企業の前提が疑わしい状況」において固有に問題になる点、即ち、後述するような「特定の事象が発生することによって、その会社の事業の継続に影響を与える」という点を特に強調した定義ではない。従って、日本公認会計士協会（2011e）の内容を理解しようとする場合に、上記の定義を用いることはできない。

そうであれば、本稿の議論を進める上で必要になるのは、日本公認会計士協会（2011e）の内容を踏まえた上で、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」の意味を理解することであるが、そのために、まず理解することがある。それは、①：以下に示す日本公認会計士協会（2011e）のA18項（〔制度2-5〕）に示されている「重要な不確実性」、即ち、「財務諸表に開示しなければならない不確実性」との関係で問題になっているところの、また、②：〔制度2-4〕においても問題になっているところの、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」の内容である。

【制度 2 - 5】 一日本公認会計士協会 (2011e), A18項

「重要な不確実性」という用語は、我が国の財務諸表の表示に関する規則において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して、財務諸表に開示しなければならない不確実性を説明する場合に用いられている。…」
(傍線筆者)

この「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」について、日本公認会計士協会 (2011e) の A 1 項では、[1]:「財務関係」として、「債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態」、「返済期限が間近の借入金があるが、借換え又は返済の現実的見通しが無い、又は長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存している状態」、「債権者による財務的支援の打ち切りの兆候、又は債務免除の要請の動き」等が挙げられている。また、[2]:「営業関係」としては、「経営者による企業の清算又は事業停止の計画」、「主要な経営者の退任、又は事業活動に不可欠な人材の流出」、「主要な得意先、フランチャイズ、ライセンス若しくは仕入先、又は重要な市場の喪失」等が挙げられ、[3]:「その他」としては、「法令に基づく重要な事業の制約、例えば自己資本規制その他の法的要件への抵触」、「巨額な損害賠償の履行の可能性」、「企業に不利な影響を及ぼすと予想される法令又は政策の変更」等が挙げられている。

このような「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況において、日本公認会計士協会 (2011e) の A 1 項に見られる表現を用いると、(1):「債権者による財務的支援」が得られないこと、(2):「支払期日における債務の返済」ができないこと、(3):「新たな資金調達」ができないこと、(4):「巨額な損害賠償」を行わなければならないことが、—このような事象が、複数あることもある—「会社の事業の継続に影響を与えること」が想定できる。そうすると、①: 期末時点においては、「将来に発生する事象の結果が決定されていない」という意味の「不確実な」状況があり、②: 日本公認会計士協会 (2011e) や本稿において想定する意味があるのは、将来に特定の事象が発生する可能性 (確率) が低くはなく、一定程度以上ある状況であることを考慮し、③: 例えば、

上の(1)~(4)で示したような特定の事象が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定すると、[制度2-4]を含め、日本公認会計士協会(2011e)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」については、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」⁵⁾と解釈することができる⁶⁾。

(3) 「十分かつ適切な監査証拠」の意味

他方、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」をこのように捉えた場合に、次のことが問題になる。それは、[制度2-4]には見られないが、以下に示す日本公認会計士協会(2011e)の6項([制度2-6])に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、これまで説明してきた「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と異なる内容を指しているのか、という問題である。この問題を考察する前に、[制度2-6]、及び次節に示す[制度3-1]、[制度3-6]、そして[事例3-1]の内容を理解するために、「十分かつ適切な監査証拠」の意味を理解する必要がある。

[制度2-6] 一日本公認会計士協会(2011e), 6項

「監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性について十分かつ適切な監査証拠を入手し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が

5) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、先に示した日本公認会計士協会(2011b)の「付録2:用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」(傍線筆者)に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

6) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1):日本公認会計士協会(2011e)の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2):同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

認められるか否かを結論付ける責任がある。…」(傍線筆者)

まず、日本公認会計士協会(2011e)と同時に公表された監査基準委員会報告書500(日本公認会計士協会(2011d))の4項の(2)によると、「監査証拠」とは、「監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報」である。また、日本公認会計士協会(2011d)のA4項において、「充分性は監査証拠の量的尺度」とされていることを踏まえると、監査証拠の「充分性」は、「量」に注目する概念であることがわかる。そして、同A5項においては、「適切性は監査証拠の質的尺度」であり、「意見表明の基礎となる監査証拠の適合性と証明力である」(傍線筆者)との記述が見られる。

ここでの監査証拠の「証明力」の意味を理解する上で、日本公認会計士協会(2011d)のA28項を見てみよう([制度2-7])。そこでの「アサーション」については、「棚卸資産の实在性」や「棚卸資産の評価の妥当性」が例示されているが、日本公認会計士協会(2011c)の3項の(1)では、「アサーション」は、「経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するもの」とされており、同4項では、「アサーション・レベル」について、「財務諸表項目レベル、すなわち取引種類、勘定残高、開示等に関連するアサーションごと」と説明されている。また、日本公認会計士協会(2011c)の3項の(1)で参照されているA107項では、「発生する可能性のある様々な種類の潜在的な虚偽表示を考慮するために監査人が利用するアサーション」として、「(1) 監査対象期間の取引種類と会計事象に係るアサーション」、「(2) 期末の勘定残高に係るアサーション」、そして「(3) 表示と開示に係るアサーション」が示されている。

【制度2-7】—日本公認会計士協会(2011d)、A28項

「あるアサーションに適合する監査証拠を提供する監査手続は、他のアサーションに適合する監査証拠を提供しないことがある。例えば、期末日後の売掛金の回収に関連した文書の閲覧は、売掛金の期末日における实在性と評価の妥当性に関する監査証拠を提供するが、売掛金の期間帰属の適切性については必ずしも監査証拠を提供しない。同様に、あるアサーション(例えば、棚卸資産の实在性)に関する監査証拠を入手することは、他のアサーション(例えば、棚卸資産の評価の妥当性)に関する監査証拠を入手することの代替とはならない。一方、複数の情報源から入手

した監査証拠や異なる種類の監査証拠が、同一のアサーションに適合する監査証拠を提供することも多い。」(傍線筆者)

この「アサーション」に関して、[制度2-7]では、「期末日後の売掛金の回収に関連した文書の閲覧は、…必ずしも監査証拠を提供しない」とされている。この[制度2-7]は、特に監査証拠の量には言及していないので、[制度2-7]に見られる「あるアサーション…に関する監査証拠を入手すること」が、「他のアサーション…に関する監査証拠を入手することの代替とはならない」との主張は、監査証拠の量が十分であるかどうかに関係なくなされている、と言える。

他方、監査人にとって、①：先に示した「(1) 監査対象期間の取引種類と会計事象に係るアサーション」、 「(2) 期末の勘定残高に係るアサーション」、そして「(3) 表示と開示に係るアサーション」が裏付けられていない状態、あるいは虚偽の表示が発見されていない状態から、②：これらの3つのアサーションが裏付けられた、あるいは虚偽の表示が発見された状態に変化したのであれば、その変化の原因は、「監査人が監査証拠を入手したこと」である。そうすると、日本公認会計士協会(2011d)では明らかにされていないが、監査証拠の「証明力」は、監査人にとって、監査証拠の入手によって、「アサーションが裏付けられた状態になるその程度、あるいは、虚偽の表示が発見された状態になるその程度」と捉えることができる。

この捉え方によると、監査人にとって、追加的に時間をかけて新しい監査証拠を入手する必要がないほど、十分な量の監査証拠によって「アサーション」が裏付けられている、あるいは虚偽の表示が発見されているのであれば、その監査証拠は、「証明力が強い」ことになる。ここで、[1]:[制度2-7]の「期末日後の売掛金の回収に関連した文書の閲覧は、…必ずしも監査証拠を提供しない」との記述や、[2]:「あるアサーション…に関する監査証拠を入手すること」が、「他のアサーション…に関する監査証拠を入手することの代替とはならない」との記述に見られるように、「あるアサーションに適合する監査証拠を提供する監査手続は、他のアサーションに適合する監査証拠を提供しないことが

ある」(傍線筆者) 状況は、次のことを意味する。

それは、「他のアサーションに適合する監査証拠を提供しない」ところの、「あるアサーションに適合する監査証拠」は、仮に十分な量があっても、「証明力が弱い」ということである。この点を踏まえると、「十分かつ適切な監査証拠」は、「アサーションに適合する、十分な量の証明力が強い監査証拠」と捉えることができる。そうすると、監査人の職務としては、日本公認会計士協会(2011c)の3項の(1)で言うところの「アサーション」、即ち、「経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するもの」に含まれ得る「経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成すること」([制度2-6])が適切であること」についての「十分かつ適切な監査証拠」を入手することが考えられる。

(4) 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の関係

本節の(3)では、[制度2-6]を理解するために必要になる「十分かつ適切な監査証拠」についての解釈を示したが、以下では、「認められるか否か」が問題になるところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」([制度2-6])が、これまで説明してきた「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と異なる内容を指しているのか、という先に提起した問題を考察する。この問題を考察する上で、以下に示す日本公認会計士協会(2011e)の16項を見てみよう([制度2-8])。

[制度2-8] 一日本公認会計士協会(2011e), 16項

「監査人は、入手した監査証拠に基づき、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるか否かについて実態に即して判断し、結論付けなければならない。継続企業の前提に関する重要な不確実性は、…当該不確実性もたらす影響の大きさ及びその発生可能性により、不確実性の内容及び影響について適切な注記が必要であると監査人が判断した場合に存在していることになる。…」(傍線筆者)

この[制度2-8]で問題になっている「重要な不確実性」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」

であるが、[制度2-8]には、[制度2-6]に見られた「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という記述もある。このように、日本公認会計士協会(2011e)では、「重要な不確実性」について、(1):「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と、(2):「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の2つが想定されているように見える。

このうち、(2)の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」については、本節(2)に示したような、「債権者による財務的支援」が得られないことや、「支払期日における債務の返済」ができないこと等の、会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が発生することによって、例えば、「会社自体が「継続企業として存続できない状態」(日本公認会計士協会(2011e), 7項)になる可能性が一定程度以上ある状況」を指して、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と捉えることはできる。しかし、同じく本節(2)に示した[制度2-4]に見られる、①:「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」という記述や、②:「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められること」という記述に注目すると、財務諸表に注記される項目として、[制度2-4]で想定されているのは、特定の「事象又は状況」であり、将来に継続企業として存続できない状態になる可能性があるところの「会社それ自体」ではないことがわかる。

この点を踏まえると、[制度2-8]に見られるような、「注記」される項目としての「不確実性」も、先に例示したような「会社自体が「継続企業として存続できない状態」になる可能性が一定程度以上ある状況」を指しているのではなく、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の発生に焦点を当てる、本節(2)に示した「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」を指している、ということになる⁷⁾。この理解のもとでは、[制度2-8]の「当該不確実性がもたらす影響の大きさ及びその発生可能性」は、[制度2-8]の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよ

7) [制度2-5]においても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に関係する「不確実性」が想定されている。

うな事象又は状況に関する重要な不確実性」において想定されているところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の影響の大きさや発生可能性を指していることになる。

そうすると、(1)：2つ前の段落で述べたように、財務諸表に注記される項目として〔制度2-4〕で想定されているのは、特定の「事象又は状況」であることと、(2)：前段落で述べたように、〔制度2-8〕に見られるような、「注記」される項目としての「不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の発生に焦点を当てる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」を指していることと整合するように、日本公認会計士協会（2011e）の内容を理解するためには、次のことを指摘する必要がある。それは、〔制度2-8〕等の日本公認会計士協会（2011e）に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」についても、「会社自体が継続企業として存続できない状態になる可能性」を想定している、と解釈するのではなく、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象の発生可能性」を想定している、と解釈する必要がある、ということである。

ここで、①：〔1〕：「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」も、〔2〕：「継続企業の前提に関する重要な不確実性」も、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象の発生可能性」を想定している、と理解できることを踏まえ、また、②：この2つの「不確実性」は、共に特定の「状況」を指していると解釈すれば、次のことが導かれる。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と同じ内容、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していると理解してよい、ということである。そのように理解する場合には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に見られる「継続企業の前提に関する」の意味をより明確にするために、「継続企業の前提に関する」を、「会社の事業の継続に影響を与えるような、将来に発生する特定の事象の」と捉えておけばよい。

3. 監査基準委員会報告書570, 705の評価

(1) 「継続企業の前提が疑わしい場合」に「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地

前節の(2)では、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」の意味を解釈したが、次に議論の余地があるのは、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか」についての監査人の判断は、(1):同じく前節の(2)に示した[制度2-4]に見られるように、また、(2):日本公認会計士協会(2011e)の要求事項の表題:「6. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが重要な不確実性が認められる場合」や、適用指針の表題:「6. 継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であるが重要な不確実性が認められる場合」に見られるように、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」との判断に限定されるのか、という問題である。以下では、この問題を考察する。

まず、継続企業を前提として財務諸表を作成するに当たって、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」はあっても、そのような「事象又は状況」を解消する、あるいは改善するための対応策を経営者が立てる場合に、日本公認会計士協会(2011e)の15項([制度3-1])の(2)では、「継続企業の評価に関連する経営者の対応策が、当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討する」こと⁸⁾が示されている。そして、この15項の(2)で参照されている日本公認会計士協会(2011e)のA15項では、次のように記されている([制度3-2])。

8) 本文中に示したこのような監査人の検討は、(1):日本公認会計士協会(2011e)の11項の「監査人は、継続企業の前提に関して経営者が行った評価を検討しなければならない。」との規定、及び(2):同A8項の「第11項が要求する継続企業の前提に関する経営者の評価の検討には、経営者が当該評価を行うためのプロセス、評価の基礎とした仮定、並びに経営者の対応策及び当該対応策がその状況において実行可能であるかどうかについての評価を含むことがある。」との規定を踏まえて行われる、と理解できる。

〔制度3-1〕 一日本公認会計士協会（2011e）、15項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、追加的な監査手続（当該事象又は状況を解消する、又は改善する要因の検討を含む。）を実施することにより重要な不確実性が認められるかどうか判断するための十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。これらの追加的な監査手続には、以下の手続を含めなければならない。（A14項参照）

- (1) 継続企業の前提に関する経営者の評価が未了の場合には、評価の実施を経営者に求める。
- (2) 継続企業の評価に関連する経営者の対応策が、当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討する。（A15項参照）
- (3) 企業が資金計画を作成しており、当該計画を分析することが経営者の対応策を評価するに当たって事象又は状況の将来の帰結を検討する際の重要な要素となる場合、以下を行う。（A16項からA17項参照）
 - ① 資金計画を作成するために生成した基礎データの信頼性を評価する。
 - ② 資金計画の基礎となる仮定に十分な裏付けがあるかどうかを判断する。

…」（傍線筆者）

〔制度3-2〕 一日本公認会計士協会（2011e）、A15項

「経営者の対応策の評価においては、例えば、次のようなことを質問することが含まれる。

＜資産の処分による対応策＞

- ・ 資産処分の制限（抵当権設定等）
- ・ 処分予定資産の売却可能性
- ・ 売却先の信用力
- ・ 資産処分による影響（生産能力の縮小等）

＜資金調達による対応策＞

- ・ 新たな借入計画の実行可能性（与信限度、担保余力等）
- ・ 増資計画の実行可能性（割当先の信用力等）
- ・ その他資金調達の実行可能性（売掛債権の流動化、リースバック等）
- ・ 経費の節減又は設備投資計画等の実施の延期による影響

＜債務免除による対応策＞

- ・ 債務免除を受ける計画の実行可能性（債権者との合意等）」（傍線筆者）

この〔制度3-2〕に見られる「経営者の対応策の評価」を監査人が行う際に、〔制度3-2〕に見られる「＜資産の処分による対応策＞」、 「＜資金調達に

よる対応策>」,「<債務免除による対応策>」について,監査人が経営者に「質問」した結果,その質問に対する答えに監査人が満足しない場合には,「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地がある。また,[制度3-1]の(3)では,「企業が資金計画を作成しており,当該計画を分析することが経営者の対応策を評価するに当たって事象又は状況の将来の帰結を検討する際の重要な要素となる場合」(傍線筆者)に,監査人が行うこととして,「資金計画を作成するために生成した基礎データの信頼性を評価する」(①)ことと,「資金計画の基礎となる仮定に十分な裏付けがあるかどうかを判断する」(②)ことが挙げられているが,①については,「基礎データの信頼性」がないとの監査人の評価が,「経営者の対応策」の評価に影響を与えることによって,あるいは,②については,「基礎となる仮定に十分な裏付け」がないとの監査人の判断が,「経営者の対応策」の評価に影響を与えることによって,結果として,監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断することが考えられる。

他方,同じく[制度3-1]の(3)で参照されているA17項では,次のように記されている([制度3-3])。ここで,(1):[制度3-3]に「継続企業の前提」という記述が見られること,及び(2):日本公認会計士協会(2011e)の3項等には「継続企業の前提に関する経営者の評価」という記述が見られ,同11~12項には,監査人の検討対象になるところの「継続企業の前提に関して経営者が行った評価」という記述が見られることを踏まえると,[制度3-3]中の「経営者の評価」については,「継続企業の前提に関して経営者が行う(行った)評価」と捉えておけばよいことがわかる。[制度3-3]では,このような「経営者の評価」が,「第三者による継続的な支援を前提として」いる場合に,監査人が「当該第三者が当該支援を行う能力を有するかどうかについての証拠を入手する必要があることがある」と記されているが,監査人が「当該第三者が当該支援を行う能力」を有しないと判断した場合には,「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地がある。

【制度3-3】—日本公認会計士協会（2011e）, A17項

「経営者の評価は、貸付の劣後化、追加資金の継続若しくは提供の確約、又は保証といった第三者による継続的な支援を前提としており、そのような支援が企業の継続企業の前提にとって重要な場合がある。こうした場合に、監査人は、当該第三者に対して、書面による確認（契約条件を含む。）を依頼することを検討するとともに、当該第三者が当該支援を行う能力を有するかどうかについての証拠を入手する必要があることがある。」（傍線筆者）

そして、[制度3-1]で参照されているA14項では、次のように記されている（[制度3-4]）。そこでは、様々な「監査手続」が挙げられているが、[制度3-3]に見られるところの、問題になっているその会社に対する「支援」との関係では、「新たな財務的支援又は既存の支援を継続する取り決めの存在、その法的有効性及び実行可能性について、企業の親会社又は取引金融機関等の支援者に確認し当該支援者に追加資金を提供する財務的能力があるかどうか」を監査人が評価した結果、及び[制度3-4]中の他の監査手続を監査人が実施した結果を踏まえて、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地はある。

【制度3-4】—日本公認会計士協会（2011e）, A14項

「第15項の要求事項に関連する監査手続には、以下の事項が含まれる。

- ・ キャッシュ・フロー、利益その他関連する予測財務情報を分析し経営者と協議する。
- ・ 企業の入手可能な直近の財務諸表、中間財務諸表又は四半期財務諸表を分析し経営者と協議する。
- ・ 社債及び借入金の契約条項を閲覧し抵触しているものがないか検討する。
- ・ 資金調達の困難性に関して参考にするため、株主総会、取締役会、並びに監査役会、監査委員会等の議事録を閲覧する。
- ・ 訴訟や賠償請求等の存在、並びに、それらの見通しと財務的な影響の見積りに関する経営者の評価の合理性について企業の顧問弁護士に照会する。
- ・ 新たな財務的支援又は既存の支援を継続する取り決めの存在、その法的有効性及び実行可能性について、企業の親会社又は取引金融機関等の支援者に確認し当該支援者に追加資金を提供する財務的能力があるかどうかを評価する。
- ・ 顧客からの受注に対応する企業の能力を検討する。
- ・ 継続企業の前提に影響を及ぼす後発事象を識別するための監査手続を実施する。これには、重要な疑義を及ぼす事象又は状況を改善する事象を含む。
- ・ 借入枠の存在、条件及び十分性を確認する。

- ・ 規制当局からの報告書や通知書を入手し査閲する。
- ・ 計画されている資産処分に必要な裏付けがあるかどうか検討する。」(傍線筆者)

以上のように、日本公認会計士協会(2011e)の規定を分析すると、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者は継続企業を前提に財務諸表を作成しているが、監査人は「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地があることがわかる⁹⁾。

「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があるのに、そのように判断する場合の監査人の対応が制度上規定されていないのであれば、日本公認会計士協会(2011e)には、不備があることになる¹⁰⁾。そのような不備がある日本公認会計士協会(2011e)が公表されたのは、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合に、(1): 監査人の対応がどのような理由でどうなるのか、(2): その対応は、監査対象になっている財務諸表がどのような影響を受けていることを利害関係者に伝えるのかが、実務家の方や、研究者の間で十分に理解されていなかったから、というのが、考えられる1つの説明である。

しかし、日本公認会計士協会(2011e)には、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の対応が規定されていない、という意味の不備がある旨の筆

- 9) 前節の(1)に示した[制度2-2]には、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、例えば、次のような一定の事実が存在する場合」との記述が見られた。この記述については、[制度2-2]で例示されているような「一定の事実」が存在しなくても、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない」と監査人が判断する場合があることを示唆している、とも解釈できるが、そのように解釈する場合でも、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない」と監査人が判断する場合の対応が、前節の(1)に示した[制度2-1]に見られる「否定的意見」のみになるのかどうかについては、検討の余地がある。
- 10) 監査報告書の書き方について、詳しくは参照頂きたいが、(1): 日本公認会計士協会(2011a)、及び日本公認会計士協会(2012)では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況は、想定されていない。また、(2): 同じく日本公認会計士協会(2011a)、及び日本公認会計士協会(2012)では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「意見不表明」がなされる場合の文例が示されていない。

者の主張については、次のような反論が予想される（[主張 A]）。この反論は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を「想定する必要がない」旨を主張している。

[主張 A]

「日本公認会計士協会（2011e）が、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の対応を規定していないのは、そのように監査人が判断する状況を想定する必要がないからである。」（傍線筆者）

しかし、この反論は正しいだろうか。以下の本節の(2)では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況しか想定しない場合には、その状況から「意見不表明」を導くことができないという意味において、そして本節の(3)では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合には、その対応として「意見不表明」を導くことができるという意味において、上記 [主張 A] 中の「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を「想定する必要がない」旨の主張は、誤りであることを示す。

(2) 監査基準委員会報告書570, 705において想定されている「財務諸表に及ぼす可能性のある（累積的）影響」の意味

本節の(1)で指摘したように、日本公認会計士協会（2011e）は、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合を想定していた。そうすると、会社が公表する財務諸表が、一般に認められた会計原則（会計基準）に準拠して適正であるかどうかについての監査人による「意見表明」だけではなく、監査範囲の制限があった場合のような、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況を除いて、「意見不表明」についても、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断から導くことができるはずである。しかし、果たしてそれは可能だろうか。以下では、この問題を考察する。

まず、「継続企業の前提が疑わしい」状況で選択される「意見不表明」につい

て規定している，日本公認会計士協会（2011e）のA22項を見てみよう（〔制度3－5〕）。この〔制度3－5〕によれば，「意見不表明」は，「重要な不確実性が複数存在し，それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合」になされ得ることがわかる¹¹⁾。

〔制度3－5〕—日本公認会計士協会（2011e），A22項

「極めてまれな状況ではあるが，重要な不確実性が複数存在し，それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には，監査人は，強調事項区分の記載に代えて意見不表明とすることが適切と考えることがある。監査基準委員会報告書705が，このような場合に関する要求事項を定め，指針を提供している。」
（傍線筆者）

問題になるのは，ここでの「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」の意味である。この「影響」については，監査対象の財務諸表に与えるどのような影響が想定されているのだろうか。

ここで，「財務諸表に与える影響」として考えられるのは，(1)：「除外事項」¹²⁾が財務諸表に与える影響，即ち，一般に認められた会計原則（会計基準）に準拠していないことが監査人によって確かめられたところの重要な虚偽表示が財務諸表に与える影響や，監査範囲の制限がなされた項目についての潜在的な重要な虚偽表示が財務諸表に与える影響であるが，〔制度3－5〕では，それらの影響は想定されていない。また，(2)：監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している場合に，監査範囲の制限はないものの，継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として，「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり，その資産の見積りの合理性を監査人が判断でき

11) 〔制度3－5〕に見られる「重要な不確実性が複数存在し，それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合」が，実際の監査実務の経験を待たずに，なぜ「極めてまれな状況」と言えるのかについては，わからない。

12) 本稿では，様々な文献・制度を踏まえ，(1)：一般に認められた会計原則（会計基準）に照らして，金額的に重要な虚偽であることが監査人に確かめられたところの財務諸表項目，及び(2)：「監査範囲の制限」があった場合に，金額的に重要な虚偽があるかどうかを監査人が確かめることができなかつたところの財務諸表項目を「除外事項」と定義する。

ない状況¹³⁾がある場合には、監査人は、財務諸表項目の正否を判断できないので、このような場合の財務諸表に与える影響は、「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」ということになる。

しかし、[制度3-5]で参照されている「監査基準委員会報告書705」（日本公認会計士協会（2011f））の9項を見てみよう（[制度3-6]）。この[制度3-6]では、監査人が「個々の不確実性については十分かつ適切な監査証拠を入手したとしても」、それら（「個々の不確実性」）の「財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響が複合的かつ多岐にわたる」ことを理由とした「意見不表明」が規定されている。

[制度3-6] ー日本公認会計士協会（2011f）, 9項

「監査人は、複数の不確実性を伴う極めてまれな状況において、たとえ個々の不確実性については十分かつ適切な監査証拠を入手したとしても、それらが財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響が複合的かつ多岐にわたるため、財務諸表に対する意見を形成できないと判断する場合には、意見を表明してはならない。」（傍線筆者）

ここで、[制度3-5]を踏まえて[制度3-6]を理解する場合に、[制度3-5]が「重要な不確実性」に言及していることに注目すると、次のことがわかる。それは、「継続企業の前提が疑わしい」状況が問題になる場合には、この[制度3-6]に見られる「個々の不確実性」は、個々の「重要な不確実性」、即ち、前節の(2)において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈したところの「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」を指している、ということである。

他方、この[制度3-6]は、そのような「個々の不確実性」について、監査人が「十分かつ適切な監査証拠を入手」することに言及しているが、ここで問題になるのは、次の点である。それは、この「十分かつ適切な監査証拠」を、前節の(2)で解釈したところの「アサーションに適合する、十分な量の証明力が強い監査証拠」と捉えた場合に、監査人が入手した「十分かつ適切な監査証拠」

13) この状況が存在し得ることについては、坂柳（2012b, 218-227）を参照。

によって、何が裏付けられるのか、という点である。

本節の(1)に示した〔制度3-1〕では、監査人は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合」に、「追加的な監査手続」を実施することによって、「重要な不確実性が認められるかどうか判断するための十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない」ことが示されていた。この点を踏まえると、〔制度3-6〕で言及されている「個々の不確実性」（個々の「重要な不確実性」）との関係で、「十分かつ適切な監査証拠を入手」することによって監査人が裏付ける対象としては、「重要な不確実性が認められること」が考えられる。

しかし、「個々の不確実性については十分かつ適切な監査証拠を入手したとしても」という記述に見られるように、監査人が正否を確かめる対象について、〔制度3-6〕が「十分かつ適切な監査証拠」を監査人が入手する場合を想定していることは、次のことを意味する。それは、監査範囲の制限がない場合に、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況」、より端的に言えば、その資産の見積もりが合理的であることについて、「十分かつ適切な監査証拠」を監査人が入手できない状況を、〔制度3-6〕は想定していない、ということである。

そうであれば、〔制度3-6〕を参照している〔制度3-5〕においても、そのような状況は想定されていないことになる。従って、(1)：〔制度3-5〕の「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」についても、(2)：〔制度3-6〕の「財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響」についても、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」を理由とした、当期の財務諸表が受けている「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」と解釈する余地はないことがわかる。

それでは、「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」や「財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響」は、当期の財務諸表に与えるどのような影響を指しているのだろうか。「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」という記述が見られ、監査人の対応として「意見不表明」がなされた監査報告書として、以下に示す駿

河屋の2013年個別財務諸表についての監査報告書〔事例3-1〕があるが¹⁴⁾、〔制度3-5〕の「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」の意味がわからないので、この〔事例3-1〕に見られる「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の意味も、やはりわからない。

〔事例3-1〕—駿河屋の2013年監査報告書

「監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する事項の注記に記載のとおり、会社は長期にわたり毎年売上高の減少が続いており、当事業年度において営業損失44百万円、当期純損失62百万円を計上している。また、当事業年度を含む最近5事業年度のうち4事業年度で經常赤字を計上し、3期連続して当期純損失を計上している。さらに、3期連続して営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっている。また、平成25年2月末からすべての借入金について平成25年7月末まで元本の返済猶予を受けている。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。私たちは、経営者から経営改善計画書の提示を受けたものの、その合理性及び実現可能性についての心証が得られず、その他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を得ることができなかった。

意見不表明

私たちは、上記の財務諸表が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、当該財務諸表に対して意見を表明しない。」(傍線筆者)

14) (1):〔事例3-1〕の「心証」という記述は、「その他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を得ることができなかった」との記述と併せて考えると、経営者から提示を受けた「経営改善計画書」の「合理性及び実現可能性」を、監査人が確かめられるかどうか、という文脈で用いられていること、及び(2):日本公認会計士協会(2011d)のA8項に見られる「心証」は、「入手した監査証拠によって得られるもの」と捉えられていることを踏まえると、〔事例3-1〕を理解する上で「心証」については、抽象的な「監査証拠による裏付け」と理解することができる。

そうすると、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合に、[制度3-5]や[制度3-6]で想定されている「意見不表明」が、監査人の対応として成立する旨を主張する論者は、まず、(1):「財務諸表に及ぼす可能性のある(累積的)影響」がどのような影響を指しているのかを明確にし¹⁵⁾、その上で、(2):そのような影響が監査報告上問題になる場合に、どのような論理によって「意見不表明」が導かれ、「意見表明」がなぜ排除されるのかを明らかにする必要がある。筆者は、先ほど述べたように、「財務諸表に及ぼす可能性のある(累積的)

15) 特に、「累積的」という記述については、どのような意味で「累積的」なのかが、明らかにされる必要がある。

16) 「財務諸表に及ぼす可能性のある(累積的)影響」については、「特定の事象が将来に発生すること」を想定した上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生するとした場合の当期の財務諸表に与える(累積的な)影響」と捉える論者がいるかもしれない。また、AICPA(1988)、13項の「説明区分」の記載例には、「財務諸表では、この不確実性の結果から生じるかもしれないあらゆる修正がなされていない」(傍線筆者)との記述が見られ(AICPA(2012)、A6項の「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例にも、同様の記述が見られる)、ここでの「不確実性の結果」が「将来に実際に何かの事象が発生する場合の結果」を意味していると考えれば、上記の記載例は、「特定の事象が将来に発生するとした場合の当期の財務諸表に与える(累積的な)影響」に言及しており、その影響が当期の財務諸表に反映されていないことを指して、財務諸表上で「修正がなされていない」と記している、と解釈する論者がいるかもしれない。

筆者は、以上を踏まえて、「特定の事象が将来に発生するとした場合の当期の財務諸表に与える(累積的な)影響」という考えについて、次のことを指摘する。まず、特定の事象一複数あることもある一が、その会社の事業の継続に影響を与える場合に、①:本節の(3)で述べるように、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する場合には、「将来に会社が継続企業でなくなった場合の当期の財務諸表に与える影響」を監査人が問題にすればよく、上記のような、「特定の事象が将来に発生するとした場合の当期の財務諸表に与える(累積的な)影響」を想定する必要がない。また、②:「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する場合には、監査人は、[1]:将来に発生する事象の影響が、引当金等の形で、当期の財務諸表に反映されているか、あるいは、[2]:「資金調達ができない」、「資産を売却できない」といった将来に発生する事象の影響が、将来の財務諸表に反映されているかを監査すればよい。

つまり、この[1]~[2]のいずれについても、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する場合には、当期又は将来の財務諸表に反映された影響が、一般に認められた会計原則(会計基準)に準拠しているかどうかを監査人が確かめることになる。そうすると、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する場合には、「特定の事象が将来に発生するとした場合の当期の財務諸表に与える(累積的な)影響」は、「意見不表明」を導く際に問題になる影響ではないことがわかる。

影響」の意味がわからない¹⁶⁾ので、「意見表明」を排除した上で、「意見不表明」を導くことができない。

そうであれば、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況しか想定しない場合には、その状況から導くことができない監査人の対応、即ち、「意見不表明」があるので、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要がない、とは言えないことがわかる。その意味で、本節の(1)で示した〔主張A〕は誤りである。

(3) 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要性と問題になる「財務諸表に与える影響」

本節の(2)で考察したように、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する状況を想定しても、「意見表明」を排除した上で「意見不表明」を導くことができないのであれば、本節の(1)の議論を踏まえて、「継続企業の前提が疑わしい」状況であっても、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する状況を想定した上で、「意見不表明」を導くことができるかどうか、次に問題になる¹⁷⁾。以下では、この問題を考察する。

まず、第2節の(2)で示したように、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」については、「会社の事業の継

17) [事例3-1]に見られる「経営者から経営改善計画書の提示を受けた」が、「その合理性及び実現可能性についての心証が得られず、その他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を得ることができなかった」との記述に注目して、[事例3-1]では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかを監査人には判断できない」状況が想定されている旨を主張する論者がいるかもしれない。

しかし、[事例3-1]において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかを監査人には判断できない」状況が仮に想定されているとしても、その状況から、特定の1つの監査人の対応（例えば、「意見不表明」）のみが導かれ、それ以外の対応が排除されることを、少なくとも筆者は論証できない。従って、[事例3-1]の内容を理解する上では、筆者は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかを監査人には判断できない」状況を想定する必要がない。

続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈することができるので、日本公認会計士協会（2011e）のA1項の表現を用いれば、「債権者による財務的支援」が得られないことや、「支払期日における債務の返済」ができないこと等の特定の事象—複数あることもある—の発生可能性が、本節の(1)に示した「経営者の対応策の評価」等の監査手続を実施した上でもなお、監査人にとって一定程度以上認められることが想定できる。その結果、その会社が将来に事業を行わない可能性（確率）が高いと監査人が判断すれば、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する余地がある。

そうすると、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する場合の対応がどうなるのかが、次に問題になるが、この問題について、坂柳（2012a, 74-77）、坂柳（2013, 237-238）、坂柳（2014, 62-63）では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人が「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と判断する場合に、監査人の対応として、「意見不表明（意見差控）」を導くことができることを示した。この「意見不表明（意見差控）」は、次の2つのことから導かれた。

(1)：まず1つ目は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断しているので、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断し、財務諸表が継続企業を前提にした一般に認められた会計原則（会計基準）に準拠していることを理由にした無限定適正意見（無限定意見）を監査人は表明できない、ということである。(2)：そして2つ目は、「継続企業の前提が疑わしい状況」には、「(一定の事実によって) 継続企業の前提が成立していない」状況は含まれないので、「(一定の事実によって) 継続企業の前提が成立していない」場合に適用される財務諸表の作成基準（典型的には、清算ベース）に従って経営者が財務諸表を作成していないことを理由にした不適正意見（否定的意見）を監査人は表明できない、ということである。

このように、「(一定の事実によって) 継続企業の前提が成立していない」状況に至る前の「継続企業の前提が疑わしい」状況においても、「継続企業を前提

として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する状況から、監査人の対応として、「意見不表明」を導くことができるので、本節の(1)に示した〔主張 A〕のような、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を「想定する必要がない」旨の主張は、誤りであることがわかる。また、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合があるのに、その場合の監査人の対応が規定されていないという意味で、やはり日本公認会計士協会（2011e）には、不備があることになる。

一方、本節の(2)で問題にした「財務諸表に及ぼす可能性のある（累積的）影響」は、〔制度 3－5〕中の「重要な不確実性」、及び〔制度 3－6〕中の「個々の不確実性」について問題になっているが、本節の(2)で述べたように、〔制度 3－6〕中の「個々の不確実性」は、個々の「重要な不確実性」を指していた。そうすると、〔制度 3－5〕中の「重要な不確実性」や、〔制度 3－6〕中の「個々の不確実性」については、日本公認会計士協会（2011e）の A 1 項の表現を用いれば、共に「債権者による財務的支援」が得られないことや、「支払期日における債務の返済」ができないこと等の「（個々の）特定の事象が将来に発生すること」が想定されていることになり、そうであれば、「財務諸表に及ぼす可能性のある（累積的）影響」についても、共に「特定の事象が将来に発生すること」が想定されていることになる。

他方、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と監査人が判断する場合に、その判断を反映するために、監査報告書に記載される「財務諸表に与える影響」として考えられるのは、坂柳（2012a, 77-80）、坂柳（2013, 238-239）、そして坂柳（2014, 63-64）で指摘したような、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える（与えている）影響」である。「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と判断する監査人は、その会社が将来に事業を行わない可能性が高いと判断しているので、議論の上で、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合」を想定する意味がある。

このような「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」は、次のような影響を表す。それは、詳しくは、(1):坂柳(2012 a, 77-78)で示した Distributed Logic Corporation の1991年 Annual Report 中の監査報告書、及び AIC International, Inc. の1987年 Annual Report 中の監査報告書、そして、(2):坂柳(2014, 62-63)で示した Divi Hotels N.V. の1990年 Annual Report 中の監査報告書を参照して頂きたいが、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合」に、当期の財務諸表について必要になる資産の回収可能性・分類、及び負債の金額・分類についての修正という意味の、「当期の財務諸表全体が受けている未確定の影響」である。

以上を踏まえると、本節の(2)に示した [制度3-5] ~ [制度3-6] については、次のことを指摘できる。それは、特定の事象の発生が、その会社の事業の継続に影響を与える場合に、その会社が将来に事業を行わない可能性が高いと判断する監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない」と判断する場合を明示した上で、先に述べたような、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」を表すものとして、「財務諸表に及ぼす可能性のある(累積的)影響」を考えればよい、ということである。

そのように考える場合に、[制度3-5]に見られる「(に及ぼす)可能性のある」という記述は、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」が、特定の仮定を置いた場合の「財務諸表に与える潜在的な影響」であることに注目して、「(に与える)潜在的な」を意味する、と捉えておけばよい。しかし、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」は、「財務諸表全体に及ぶ」という意味を含む概念であるため、その影響が「累積的」であるかどうかについては、「累積的」が「財務諸表全体に及ぶ」という意味を含まないのであれば、「累積的」という記述は必要ない。

4. 意見不表明の事例の評価

他方、前節の(2)に示した〔事例3-1〕では、「意見不表明」がなされていたが、この事例については、そもそも監査人が、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断しているのか、それとも、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断しているのが、まず問題になる。この問題について、①:〔事例3-1〕では、「意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった」という記述や、「監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった」という記述に見られるように、監査人が「十分かつ適切な監査証拠を入手する(得る)ことができない」状況が想定され、②:前節の(2)に示した〔制度3-6〕では、監査人が「個々の不確実性については十分かつ適切な監査証拠を入手することが想定されていた」。

この①~②を踏まえると、「十分かつ適切な監査証拠」を監査人が入手することができるかどうか、という点について言えば、〔事例3-1〕と〔制度3-6〕に見られる記述の内容は、正反対であるので、そもそも規定の適用を考える上で、〔事例3-1〕に〔制度3-6〕、及び〔制度3-6〕を参照している〔制度3-5〕(前節の(2)を参照)が適用されている、と考えてよいのかが問題になる。以下では、まずこの問題を考察する。

まず、〔事例3-1〕には、監査人が「経営者から経営改善計画書の提示を受けた」が、「その合理性及び実現可能性についての心証が得られず、その他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を得ることができなかった」との記述が見られた。この〔事例3-1〕に示されている「経営改善計画書」については、駿河屋の2013年個別財務諸表の「注記事項」としての「(継続企業の前提に関する事項)」で言及されている「対処すべき課題」(駿河屋の『有価証券報告書』(2013年版)の9頁)に、次のように記されている(〔事例4-1〕)。この〔事例4-1〕によると、「経営改善計画書」は、「業績低下に歯止めをかけ、資金繰りを改善」するための「短期的対策(当面の対策)」と「その後の対策」

の2つから構成されていることがわかる。

【事例4-1】一駿河屋の「対処すべき課題」

「こうした経営情勢の中、当社は、業績低下に歯止めをかけ、資金繰りを改善すべく、平成25年2月21日付で「経営改善計画書」を策定し、(1)短期的対策（当面の対策）として①人件費に係る固定費の削減②物流部門の請負取引による固定費削減、配置転換及び出向③組織の見直し、担当変更、配置転換、退職者不補充④経営コンサルタントの導入⑤既存商品販路拡大策⑥既存店で売上を上げる取り組みに注力展開⑦新規出店⑧不動産の資金化 (2)その後の対策として①大都市圏への営業を復活してブランドの再浸透を図る②未払金対策③資本金問題の解決等に鋭意取り組んでおります。」（傍線筆者）

他方、[制度3-6]では、監査人が「個々の不確実性については十分かつ適切な監査証拠を入手」することが示されている。ここで、前節の(2)で問題にしたような、[制度3-6]中の「個々の不確実性」（個々の「重要な不確実性」）との関係では、監査人が「十分かつ適切な監査証拠を入手」することによって裏付ける対象として、第2節の(3)で示した日本公認会計士協会（2011c）の3項の(1)に見られる「アサーション」、即ち、「経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するもの」を考慮した上で、[事例3-1]を参考にした「経営計画等や対応策が合理的であること（あるいは、実現可能であること）」を想定することができる。このように想定する場合に、特に[事例3-1]のように、監査人が「十分かつ適切な監査証拠を入手する（得る）ことができない」状況が明示されていることがわかる監査報告書を踏まえた上で、[制度3-6]に注目すると、次のことがわかる。

それは、[制度3-6]に見られる「十分かつ適切な監査証拠を入手したとしても」という記述は、「十分かつ適切な監査証拠を入手する（得る）ことができない」状況を積極的に想定しているわけではないが、必ずしもそのような状況を完全に排除することを意味するわけではない、ということである。

そうすると、先に述べたように、「十分かつ適切な監査証拠」を監査人が入手することができるかどうか、という点について、[事例3-1]と[制度3-6]に見られる記述の内容は正反対であるように見えたが、そのような「記述の内

容が正反対であること」に注目して、次のような主張をするのは、適切ではない。それは、「[事例3-1]には、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する場合の規定である[制度3-5]、及び[制度3-5]が参照している[制度3-6]は適用されないので、[事例3-1]については、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する状況は想定されていない。」旨の主張である。

従って、上記のような、「十分かつ適切な監査証拠」を監査人が入手することができるかどうかについての、[事例3-1]と[制度3-6]に見られる記述の内容の違いに注目した上でもなお、[事例3-1]については、[制度3-5]及び[制度3-6]と矛盾がない形で、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人は判断している、と解釈する余地はある。しかし、前節の(2)で指摘したように、[事例3-1]に見られる「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」の意味が、わからなかったのである。

ということは、[事例3-1]について、仮に「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断している、と解釈しても、前節の(2)で展開したような、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況から、「意見表明」を排除した上で「意見不表明」を導くことができない旨の議論が、この[事例3-1]にも当てはまることになる。もちろん、監査報告書の記述上、監査人が「十分かつ適切な監査証拠を入手する（得る）ことができない」状況が想定されていることに注目すれば、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」を理由に、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している状況から、「意見不表明」を導くことができる、と考える論者がいるかもしれない。

しかし、[事例3-1]の記述内容を踏まえても、(1):「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」旨の記述、あるいは、(2):「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況を生じさせるような監査範囲の制限や、財務諸表項目の見積り目の合理性を監査人が判断できなかった状況がある旨を示す記述は見られない。従って、[事例3-1]について、「継続企業を前提とした財務諸

表の作成が適切である」と監査人が判断している、と解釈しても、「意見表明」を排除する形で「意見不表明」を導くことはできないことがわかる。

そうであれば、[事例3-1]中の監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と判断している、という解釈は、見直される必要がある。そうすると、本節で問題にしているように、①：「十分かつ適切な監査証拠」を監査人が入手することができるかどうかについて、[事例3-1]と[制度3-6]に見られる記述の内容は正反対なので、[制度3-6]、及び[制度3-6]を参照している[制度3-5]は適用されないこと、及び②：経営者から提示を受けた「経営改善計画書」の「合理性及び実現可能性」について監査人が確かめられていない旨の記述を踏まえると、[事例3-1]については、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されている、という解釈が可能である¹⁸⁾。

よって、この[事例3-1]については、前節の(3)で展開したような、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況から、「意見不表明」を導く議論を当てはめることができる。また、[事例3-1]には、「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」という記述が見られたが、この事例について、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されている、と解釈するならば、前節の(3)で示したように、「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」を「将来に会社が継続企業でなくな

18) [事例3-1]に見られるような、「経営者から経営改善計画書の提示を受けた」が、「その合理性及び実現可能性についての心証が得られず、その他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を得ることができなかった」ことが、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」(坂柳(2012b, 224)の[制度4-1]を参照)で想定されている「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当するのかが、問題になり得る。しかし、その問題についての結論には関係なく、[事例3-1]についての、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断している、という解釈は成立する。なお、[事例3-1]には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が見られることから、監査人が「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できない」場合の対応を規定している現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」(坂柳(2013, 232)の[制度3-5](1)を参照)は、[事例3-1]には適用されないことがわかる。

るとした場合の当期の財務諸表に与える影響」と捉えておけばよい。他方、「十分かつ適切な監査証拠を入手することができない」旨の記述が、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」を示唆しているなら、そのような記述を除く必要はあるが、[事例3-1]について、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断している、と解釈する場合には、そこで選択されている「意見不表明」を合理的に説明することができる。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿の1つ目の課題は、監査基準委員会報告書570（日本公認会計士協会（2011e））の規定上、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地があるのか、という問題を考察することであった。この問題の考察のためには、日本公認会計士協会（2011e）の内容を理解する必要があるが、そこでまず問題になるのは、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」の意味であった。

この意味を考察するために、第2節の(1)では、本稿の議論から除かれる状況との対比で、本稿の議論の対象とする「継続企業の前提が疑わしい状況」について説明した後、第2節の(2)では、「債権者による財務的支援」が得られないことや、「支払期日における債務の返済」ができないこと等の特定の事象が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定し、そのような特定の事象が発生する可能性が一定程度以上ある状況を考慮した上で、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」を「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈した。

続く第2節の(3)では、[制度2-6]、[制度3-1]、[制度3-6]、[事例3-1]の内容を理解するために、「十分かつ適切な監査証拠」の意味を解釈した。そして、第2節の(4)では、日本公認会計士協会（2011e）に見られる「継続企業

の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が異なる内容を指しているのかどうかを考察した。この問題については、(1):財務諸表に注記される項目として〔制度2-4〕で想定されているのが、特定の「事象又は状況」であることと、(2):〔制度2-8〕に見られるような、「注記」される項目としての「不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の発生に焦点を当てる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」を指していることを踏まえると、〔制度2-8〕等の日本公認会計士協会(2011e)に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」についても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象の発生可能性」を想定している、と解釈する必要があることを指摘した。そして、この解釈のもとでは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性」と同じ内容、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と理解してよいことを示した。

以上を踏まえた上で、本稿の第3節の(1)では、日本公認会計士協会(2011e)の規定を分析し、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地があるかどうかを考察した。その結果、第3節の(1)に示した「経営者の対応策の評価」等の監査手続を実施した上で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があることがわかった。この点が、本稿の1つ目の結論である。

他方、本稿の2つ目の課題は、まず、(1):第3節の(2)に示した〔制度3-5〕及び〔制度3-6〕に注目して、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」以外の理由による「意見不表明」を、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断から導くことができるのか、という問題を考察することであった。この問題について、第3節の(2)では、〔制度3-5〕及び〔制度3-6〕で問題になっている「財務諸表に及ぼす可能性のある(累積的)影響」の意味がわからないために、「継続企業を前提とした財務諸表の作

成が適切である」と監査人が判断する状況を想定しても、その状況から、「意見表明」を排除した上で「意見不表明」を導くことができないことを示した。それに対して、(2)：第3節の(3)では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合に、その対応として、「意見不表明」を導くことができることを示した。その場合に問題になる「財務諸表に与える影響」は、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」であった。以上が、本稿の2つ目の結論である。

そして第4節では、[事例3-1]に示した駿河屋の監査報告書を分析した。その結果、[事例3-1]については、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している、と解釈する場合でも、上で述べたように、「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」の意味がわからないために、やはり「意見表明」を排除する形で「意見不表明」を導くことはできないことが示された。また、[事例3-1]について、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断している、と解釈すれば、①：「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」については、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」と捉えた上で、また、②：「財務諸表項目の正否を判断できないこと」を示唆する「十分かつ適切な監査証拠を入手することができない」旨の記述を除いた上で、その監査報告書上の「意見不表明」を合理的に説明できることを示した。以上が、本稿のまとめである。

本稿の貢献を示す上では、まず、坂柳(2013, 222-227, 230-237)での議論を示す必要がある。そこでは、次のことが示された。それは、2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」や日本公認会計士協会(2002)の22項に見られるように、継続企業の前提についての重要な疑義を解消させるための「合理的な経営計画等が経営者から監査人に対して提示されない」ことや、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」や日本公認会計士協会(2009)の23項に見られるように、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」がある場合に、監査人に対して経営者が「評価及び対応策を示さない」ことが、「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可

能にする原因」ではない場合には、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要がある、ということである。

それに対して、本稿は、「合理的な経営計画等が経営者から監査人に対して提示されない」ことや、監査人に対して経営者が「評価及び対応策を示さない」ことがない状況においても、本稿の1つ目の結論として述べたように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があることを示した。本稿の1つ目の貢献は、上記の意味において、坂柳（2013）での議論の対象になった状況とは異なる状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があることを示すことによって、そのように判断する場合の監査人の対応を、制度上で規定するための素地を生み出したことである。

また、日本公認会計士協会（2011e）には、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合を想定することができるのに、その場合の監査人の対応が規定されていない、という意味の不備があった。しかし、そのような不備がある監査制度のもとでも公表された、「意見不表明」がなされた駿河屋の2013年監査報告書について、本稿では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断している、と解釈する余地があることを示した。そのことによって、将来に「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の対応を整備する際の指針となる事例を提示した。この点が、本稿の2つ目の貢献である。

「意見不表明（意見差控）」を導く理論を形成するための素材として、これまでに筆者が注目してきた素材は、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」が問題になっている監査報告書の事例（第3節の(3)に示した米国の3つの会社の事例）であった。同じ「継続企業の前提が疑わしい」状況における「意見差控（意見不表明）」の監査報告書でも、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」が問

題になっている，とは言えない監査報告書との対比で，「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」が問題になっている監査報告書の特徴をより明確にしていくことが，今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern (Redrafted)*, July 2012.

Paton and Littleton (1940), Paton, W.A. and A.C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association Monograph No.3, Chicago: American Accounting Association, 1940. (同訳書, 中島省吾訳, ペイトン, リトルトン共著, 『会社会計基準序説 [改訳版]』, 森山書店, 1958年.)

坂柳 (2012a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—意見差控 (意見不表明) を導く判断と財務諸表に与える影響に注目して—」, 『会計』, 第182巻第2号, 2012年8月.

坂柳 (2012b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—無限定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して—」, 『商学討究』 (小樽商科大学), 第63巻第2・3合併号, 2012年12月.

坂柳 (2013), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではないと監査人が判断する状況に注目して(1)—」, 『商学討究』 (小樽商科大学), 第64巻第2・3合併号, 2013年12月.

坂柳 (2014), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—意見不表明 (意見差控) を導く議論の合理性—」, 『産業経理』, 第73巻第4号, 2014年1月.

日本公認会計士協会 (2002), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2002年7月29日.

日本公認会計士協会 (2009), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会実務指針第85号, 「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書 (序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011c), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書315, 「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011d), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書500, 「監査証拠」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011e), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会（2011f），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書705,「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会（2012），日本公認会計士協会，監査・保証実務委員会実務指針第85号，「監査報告書の文例」, 2012年7月4日改正.